

(公表用)

岩手県福祉サービス第三者評価の結果

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 いわたの保健福祉支援研究会

②施設・事業所情報

事業所名称：	紫波町立虹の保育園	種別：	保育所	
代表者氏名：	園長 伊藤典子	定員：	120名	
所在地：	岩手県紫波郡紫波町稲藤字牡丹野40番地1			
TEL：	019-673-7307	ホームページ	<a href="http://www.shiwa-shakyo.or.jp/">http://www.shiwa-shakyo.or.jp/</a>	
【施設・事業所の概要】				
開設年月日：平成16年4月1日				
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 紫波町社会福祉協議会				
職員数	常勤職員：27名	非常勤職員：（短時間勤務）	14名	
専門職員	園長	1名	看護師	2名
	主任保育士	1名	調理師	2名
	主任栄養士	1名	短時間保育士	4名
	主任事務員	1名	保育補助	3名
	保育士	20名	調理士	2名
	調理師	1名	調理補助	1名
	調理員	2名		
施設・設備 の概要	（居室数）		（設備等）	
	保育室	6室		
	給食室	1室		
	遊戯室	1室		
	事務室	1室		
	医務室	1室		
	子育て支援センター	1室		

③理念・基本方針

基本理念	自然豊かな地域の温かい環境に守られ、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉の増進を支えます。 一人ひとりの子どもの幸せのために保護者及び家庭、地域社会と手を結び、すべてにおいて気くばり、心くばり、目くばり心のある保育の向上に努めます。
保育目標	“自然とともにだち” あふれる自然といっぱいかかわりながら、ほがらかに、そしてすこやかに 1 健康で明るい子ども 1 やさしく思いやりのある子ども 1 自然に親しみ、豊かな感性をもった子ども 1 のびのびと自分の考えや思いを表現できる子ども

#### ④施設・事業所の特徴的な取組

<p>*遊びの中で、互いに育ちあう保育</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・広い園庭、恵まれた自然の中で十分に体を動かし、遊ぶことで健康な身体の基礎を作る。</li><li>・子ども同士の関りから、自分の思い、他への思いを感じる基礎を作る。</li><li>・集団の中で、小さな葛藤を感じ、それを乗り越える経験を重ねることで、将来心が折れそうな時も、再起でき得るような“しなやかな心”を育てる。</li></ul> <p>*地域との関わりを大切にする保育</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域社会とのつながりを積極的に持ち、地域の拠点としての保育園、地域に開かれた保育園を目指す。</li></ul> <p>*様々な文化や物事への興味を育てる</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・まだ知らない文化や物事の体験を通して、興味の基礎を培う。</li></ul>
---

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 29 年 6 月 26 日（契約日）～ 平成 30 年 1 月 24 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	回（平成 年度）

#### ⑥総評

<p>○ 特に評価の高い点</p> <p>《地域の子育て支援への取り組み》</p> <p>併設の「子育て支援センター」と連携、協力しながら、地域の子育て支援の拠点として、就園、就学前の乳幼児とその親が年齢別に交流を持てる場を提供するとともに、各種の子育て関連の講座、講習会の開催等、幅広い取り組みを行っている。また、平成 23 年度からは、園の独自事業として、発達障害のある子どもとその親の交流の場「たんぽぽルーム」を開設し、10 組以上の親子との交流を通じて、子育てに悩む親を支援するなど、常に地域全体の児童の福祉ニーズを視野に入れながら、「地域子育て支援センター」の機能を生かした多様な子育て支援活動に取り組み、地域に貢献している。</p>
--

#### 《地域の自然環境や特性を生かした保育の実践》

保育方針に「自然を友達として、自然教材、素材を存分に取り入れた保育」を掲げ、周辺の豊かな自然環境を生かして、四季折々、戸外遊びの機会を出来るだけ多く作るとともに、昆虫採集や飼育など小さな生き物の観察を通じて、自然に親しみながら豊かな感性を育む取り組みに力を入れている。また、食育に関しても、農地が広がる地域の特性を生かし、近隣の農家、農園等の協力を得ながら、田植えや野菜の栽培、収穫、それらを食材とした調理の体験、さらには、育てた大豆による味噌づくりの観察など、園児の食材への関心や苦手野菜への挑戦意欲を育む取り組みを実践している。

#### ○ 改善が求められる点

##### 《中長期計画及びそれに基づく単年度事業計画の策定》

公設民営の難しさはあるが、園としての中長期ビジョンが明確にされていないことから、単年度の事業計画には、当該年度で特に重点的に取り組むべき重要事項が明示されていない。園の運営課題の解決や改善を具体的、計画的に進めるためには、中長期的なビジョンを基に取り組む必要があり、現実的には、3年から5年の中期の運営計画に基づいて単年度の事業計画が策定されることが望ましい。なお、これらの計画は、職員の理解と参画のもとで策定される必要があり、組織的、体系的な計画策定の方法や手順についても見直すことが望まれる。

##### 《保育実践の振り返り（自己評価）》

クラスや部会での振り返り、評価等も行われているが、保育士自身の主体的な振り返りは明確になっていないように見受けられた。保育士による保育実践に関する振り返り（自己評価）をもとに、本人はもとより、園全体の保育の質の向上や改善に向けた課題の相対化を図ることが求められ、保育士自らの振り返りが本人の保育実践や専門性の向上に役立ち、また、園としての保育業務の見直しや改善に繋がるよう、“自己評価の制度化”に取り組まれることを期待したい。

#### ⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

我々、保育所職員が日々行っている保育業務について、自らの評価を行い、外部（第三者）による評価を受けることにより、見えているようで見ていない気づきや、理解しているつもりで実はその解釈が異なることが多くあった。

当園に限らず、いずれの保育施設においても、保育現場における第三者評価受審についての負担感は、大きいものであると思う。しかしながら、受審することにより、自分たちの保育施設の課題や改善点、他にはない長所を知ることができ、また、問題点について、様々な観点からの講評を聴くことで、改善に向けてのヒントを得ることができた。

何よりも職員全員で受審に取り組み、職種を超えて保育について討議することができたことは、今後の保育園運営の原動力となるであろうと思う。

#### ⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 評価細目の第三者評価結果

### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者評価結果
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>園は、子どもを恵まれた自然の中で育み、地域との交流を大切にしたいという方針のもとで基本理念、保育目標を定め、これらを「保育課程」の保育理念や保育方針として明文化しています。職員は、毎年度の「保育課程」さらには「指導計画」の策定にあたり、原点となる基本理念等の再確認を行い、継続性のある保育の取り組みにつなげています。また、保育理念等をパンフレットや「事業計画」、「園だより」に掲載しているほか、入園時に保護者に説明する「入園のしおり」に「保育理念」、「保育目標」、「保育の中で大切にしていきたいこと」等を明示し、保護者に園の基本的な運営の理念や方針を理解してもらえるよう努めています。しかし、職員の自己評価では、周知が十分図られているとは言えないとされています。こうしたことから、今後は、保育理念や保育方針、保育目標に掲げる“保育”を具体的に実践していくうえで、保育所としての役割、使命、さらには子どもや保護者への職員としての対応姿勢や心構えなどを内外に示すことが必要になるものと考えられ、職員全員で議論しながら、例えば職員としての「取り組みの基本的な方針」のような職員の行動基準（規範）的な指針を明確にされることが望まれます。このことにより、園の役割、使命感、取り組みの姿勢がより鮮明になり、職員はもとより保護者、地域社会の園に対する理解と信頼が一層深まるものと期待されます。</p>		

#### I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者評価結果
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	c
<p>評価者コメント</p> <p>町が策定した「子ども・子育て支援計画」に町全体の福祉施策や保育ニーズ、利用者推移などのデータがまとめられており、これらを参考に、地域を取り巻く福祉環境や園の運営課題等について、園長は、法人と毎月施設長ミーティング等で協議しています。また予算の積み上げや決算の積算を通して利用者見込みやコストの分析を行っています。公設民営のため、園が主体性を持って各種情報を収集、分析することに消極的な面があるように見受けられ、大方の職員も情報の把握、分析がされていないと自己評価をしています。園としては、町や法人からの提供資料、専門誌、新聞記事、関係機関の調査データ等の収集、整理に努め、職員が必要な際には手に取ることが出来るよう共有保管しながら、必要な分析を行う仕組みを整えることが望まれます。これらの取り組みは、保育所の置かれた現状や園の立ち位置を明確にするうえで効果的かと思われ、また職員が収集等に参加することにより、職員自身の視野を広め、資質の向上にも役立つものと期待されます。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	c
<p>評価者コメント</p> <p>園長と財務担当の主任事務員において園の収支状況を分析し、効果的、効率的な業務の執行に努めていますが、園運営の諸課題を職員全体で共有し、検討するシステムは構築されていません。運営課題を改善し、園運営に反映するためには、上記「評価細目2」のとおり各種情報の収集力を向上させ、職員間で課題を共有することが求められるところであり、職員会議または別建ての業務改善会議等を立ちあげ、運営状況や改善すべき課題をテーマに定期的に話し合い、取り組みの方向を共有することが期待されます。</p>		

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者評価結果
4	I-3-(1)-① 中・長期的ビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
<p>評価者コメント</p> <p>町では、町全体を一区域として多様な保育ニーズに対応しており、園は唯一の公設民営の保育所として他の町立2カ所、民間3カ所の保育所とともに、町内の保育サービスや子育て支援の担い手になっていますが、法人においては、中長期の経営・運営の方針を明確には示しておらず、園としても中長期の目標(ビジョン)は策定していません。中長期計画は運営課題、問題点等の解決や改善を具体的、計画的に進めるうえで欠かせないものです。園においては、町の27年度から31年度までの「子ども・子育て支援計画」と整合性を保ちつつ、園独自で運営の目標とその実現のために必要な人員体制や職員の育成、施設設備等の見直し、改善の方向を検討し、法人と協議しながら、3年から5年程度の運営(改善)計画を策定することが望まれるところです。</p>		
5	I-3-(1)-② 中長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
<p>評価者コメント</p> <p>単年度の計画は、中長期計画が未策定のため、中長期的な展望をもとには策定されていません。事業計画の内容は、取り組み項目別に目的やねらいが簡潔に記載されていますが、当該年度に特に力を入れる事項など重点的な実施事項が明示されていないため、例年と大きな差異がないと読み取られる可能性があります。特に「保育内容」については、「事業計画」に「国の「保育所保育指針」に基づき「保育課程」等を作成する」と記載されていますが、園として最も重要な「保育課程」の基本的考え方を「事業計画」に明示することも望まれます。また、「地域子育て拠点としての役割」の項目には、当園の特長である「子育て支援センター」の事業等との連携について強調することも必要かと考えます。なお、事業計画を踏まえて年間の行事計画が作成されることが本来の姿であることから、当該年度の「年間行事予定表」を事業計画の別表として位置付け、事業計画に添付することが適切かと考えられます。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		第三者評価結果
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c
<p>評価者コメント</p> <p>事業計画は、園長自らが策定しており、策定後の計画を職員に説明し、職員の理解と納得を得たうえで執行されています。しかしながら、事業計画に職員の意見等が反映されていないため、職員の理解が十分とは言えない状況で年度事業が開始される恐れがあります。やはり、事業計画は、例えば関係する事業項目についてクラス毎に職員意見を集約するなど、ボトムアップにより策定することが必要であり、計画策定の方法や手順を改善することが望まれます。職員は、計画策定に参画することにより、主体性と責任感を持って事業の進捗状況の把握や計画の見直し、さらには年度末の振り返りや評価に取り組むことが出来るものと考えられ、このことにより改善事項や反省事項の次年度事業計画への反映もスムーズになるものと期待されます。なお、事業計画は半期ごとに園長と主任保育士が中心となり、取り組みの状況を確認し必要な見直しをすることが望まれます。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	c
<p>評価者コメント</p> <p>保護者には、年度初めにあらかじめ年間の行事予定表を配布し、「虹の保育園父母の会(以下「父母の会」という。)」の総会、役員会で説明を行い、参加、協力をお願いしていますが、事業計画そのものの説明は行っていません。事業計画と行事予定との関連をより理解していただくために、事業計画上の各事業のねらいや目的、さらには保育課程や保育指導計画との関連なども資料にまとめ、行事予定表とリンクした説明を行うことで、事業計画の周知も図られるものと考えられ、検討を期待します。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組みが組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p>評価者コメント</p> <p>各クラス等のリーダーで構成する「リーダー会議」において、日々の保育の振り返りを通じ、園全体で取り組むべき課題を明確化し 職員全員が参加する月例の「園内研修会」又は該当するクラスで議論し方向を見出し、保育の質の向上に努めています。こうした取組みがより体系的に機能するためには、園全体として質の向上に向けた取組みを進める体制が必要と思われる、例えば「リーダー会議」の機能強化や新たなプロジェクトチーム（例えば「保育の質向上検討チーム」など）の立ち上げが望まれるところです。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
<p>評価者コメント</p> <p>園においては、これまで体系的な自己評価を実施しておらず、今回の第三者評価の結果も参考にしながら、上記「設問細目 8」の保育の質の向上に向けた組織的な取組みを継続的に実施するとともに、保護者等の意見を踏まえながら、園としての改善課題を「事業計画」に（中長期的に検討を要する課題は「中長期計画」に）明示するなど、計画的に取り組むことを期待します。</p>		

評価対象 II 組織の管理運営

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		第三者評価結果
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割りと責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>園長は、自らを園運営の黒子と位置付け、トップダウンではなくボトムアップ方式の運営を通じ、職員が保育者として自分なりに掲げた目標に向かって努力する自ら考える職員の育成を目指しています。そのため、月例の研修会を始め職員が一堂に会する機会をとらえ、保育の在り方を中心に自身の考えを繰り返し話し、その周知・徹底に努めております。しかし、職種や勤務年数の違いなどにより園長の考え方に接する機会が職員で異なり、認識にも差が出てくることは容易に想像され、保護者にとっても同様です。園長として目指したい方向を職員に一層周知し、保護者にも理解してもらい、安心して子どもを園に託すことが出来るよう、様々な機会、媒体を使い、園長の考え方を積極的に表明する取り組みを進めることを期待します。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>園長は、法人が定める「就業規則」の服務に関する規定を全職員に配布し、コンプライアンスの維持等に努めております。また関係法令等、制度の改正に関しては、職員が必要に応じ関係資料に目を通すことが出来るよう配慮しております。職員に周知しコンプライアンス等に関する認識を深めるために、今後はプライバシーの保護、個人情報保護、虐待、子どもの人権、保育士の倫理等も含め、保育士として遵守すべき関係法令やガイドラインを一覧表として整理するとともに、マニュアルとして体系化するなど、職員のための検索リストとして或いは研修の基本的資料として活用できるよう工夫することを期待します。</p>		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		第三者評価結果
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
<p>評価者コメント</p> <p>園長は、月例の「職員会議」の他、「乳児部会議」、「幼児部会議」や「給食担当者会議」等の各セクションの部会に出席し、職員と膝を交えて話し合い、職員の自発的な発想を尊重しながら、保育の質の向上に向けた園としてのあるべき方向や具体的事業の進め方について指導を行っています。今後とも、「指導計画」に沿った保育の質の向上を図るための課題の把握と改善に向けた取り組みに、一層の指導力を発揮することを期待します。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p>評価者コメント</p> <p>園長は、臨時職員の勤務時間の調整など、働きやすい環境づくりに努めており、円滑、適切な運営のための人員配置については、現場管理者の視点から検討し、法人と協議の上で可能なものは実行に移しています。また、限られた予算の中で、効果的、効率的な業務執行が出来るよう腐心しています。今後は園を将来的にも存続させていく上で、例えば「評価細目4」の中長期計画の策定に向けて法人も加えての闊達な議論を目指した取り組みの先頭に立たれることを期待します。</p>		



Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者評価結果
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>法人、園とも人材の確保や育成に関する基本的な方針や計画は明文化しておらず、園としては、単年度毎に業務執行の必要性や欠員補充のため、必要な職種の配置を法人に協議し、人員の確保に努めています。現在の人員体制は、正規職員が3割弱、臨時職員、非常勤パート職員がそれぞれ3割強の構成比率になっており、こうした体制を改善するため、園長は、臨時職員について、毎年度1人は正規職員に昇格させる方針で法人と協議しており、これまで5人が正規職員になっています。園においては、人材の確保・育成の方針や計画を策定することが望まれるところですが、まずもって、正規職員と臨時職員の比率など現在の人員体制における課題や問題点を整理したうえで、町からの指定管理受託施設としての社会的責任も踏まえながら円滑、適切な園運営に必要な人員や体制のあり方について、法人と協議することから始めることが肝要と考えます。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>園長は年1回、全職員と個別面談を行い、職員個々と仕事を振り返りながら、成果、課題等を話し合い、アドバイスも含め、必要な指導を行っています。法人全体では、採用、配置、昇任昇格等に関する人事基準に関する規程は定められていますが、職員の専門的知識や職務遂行能力、成果、業績等を客観的に評価するシステムは整備されていません。園長としては、職員の能力を引き出し、目標を明確にししながら職員個々が成長できる人事管理のシステムを整備する必要性を感じています。システムの構築に当たっては、従来から実施している園長の個人面談を体系的に組み立て直し、職員の将来に向けた希望の実現や自分の弱みの克服のため取り組むべき目標を自らが設定し、その取組みをバックアップする、いわゆる「目標管理制度」的な仕組みを導入することがスタッフ職の多い保育所には適当と考えられます（「目標管理」については「評価細目17」で再評価します）。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		第三者評価結果
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>評価者コメント</p> <p>園では、年齢や経験、採用形態の違いを超えて、相談や助言をし合える職場づくりを心がけています。園長は、個人面談の際、生活全般にわたって相談を受けるようにしており、安心して意欲を持って業務に取り組めるよう配慮しています。また、職員の就業状況を定期的にチェックしながら、有給休暇を取得しやすいよう、過労にならないよう勤務シフトを確認するとともに、本人の希望を出来るだけ取り入れながら勤務割を作成するよう管理、指導を行っています。園としては、今後も職員から希望を聞きながら福利厚生面のメニューの充実を図るなど、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っていきたいとしています。</p>		

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		第三者評価結果
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
<p>評価者コメント</p> <p>園長は、個人面談で職員個々の目標や成果を確認していますが、それらを質の向上など次のステップに生かす仕組みが弱いのが現状です。改善策の一つとして、「目標管理」的な手法の導入が挙げられます。園として「期待する職員像」を明確にし、その職員像に向けて、職員一人ひとりが自らの取組み目標を設定し、それを実現するために組織的にサポートする仕組みです。目標の設定にあたっては、職員が描く将来像、現状の弱みなどをもとに本人にとって実現のハードルが高いレベルに目標を設定すること、目標項目をあまり多く設定しないこと、目標の到達期限を決めること、指導役を決め、進捗状況を確認しながら必要な助言を行うことなど、一定の取り組み原則がありますが、園に合うようにアレンジして実施されることも考えられます。一般的な「目標管理制度」の解説書等を確認のうえ導入されることが適切かと思えます。この目標管理のシステムを導入することにより、園長による個人面談にストーリー性が生まれ、職員一人ひとりのレベルにあった質の向上と育成が進められるものと期待されることです。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	c
<p>評価者コメント</p> <p>園では、職員が希望する研修については、出来る限り受講できるよう努めています。毎年度、研修予定表は作成していますが、体系的な計画のもとでの受講にはなっていないのが現状です。職員の教育・研修が体系的に実施されるためには、期待する職員像の明確化、その実現のための中長期の人材育成と研修体系の策定、単年度の研修計画の作成といった流れのもとで職員研修が行われることが理想とされています。しかし、採用形態の異なる職員構成、職種や経験（在籍）年数の違いなどを考慮しながら、内部研修、派遣研修、専門研修、自己啓発研修等を体系化し、研修カリキュラムを作成することは容易でないものと想定されることから、重要かつ必須な研修と位置付けられるものを柱に据え、段階的に充実した研修体系に改善していくこともひとつの方法かと思われます。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>園としては、パートを除く全職員に外部研修受講の機会を作り、希望する研修に参加できるよう調整を行っています。職員に効果的な研修の受講機会を多くつくるためにも、「評価細目18」のとおり、研修体系を明確にすることが必要になるかと思われます。また、研修の受講に際しては、研修の意味、受講の必要性等を職員に説明するなど、はっきりとした「動機付け」のもとで、職員がモチベーションをもって研修に臨めるような仕組みを考慮することも望まれるところです。なお、「評価細目17」の目標管理の手法を導入することにより、個人の取り組み目標に連動して、個人毎の研修目標が明確になり、研修計画も作成可能になるものと期待されます。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		第三者評価結果
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>オリエンテーションで実習生と一緒に「実習プログラム」を作成するようにしています。28年度3名、29年度は2名を受け入れしています。実習指導を通じ、職員の気付きに繋がる部分もあり、また教えることの難しさを感じることもあるなど、職員にとって有益なことも多く、今後も学校側の要望に応じて受け入れを続けたいとしています。園としては、実習生の受け入れにより保育専門職育成の一端を担うことは、保育所の社会的役割であるという受け入れの意義を踏まえ、明文化している「保育実習生受け入れにあたって」について、受け入れ手順や学校側、園側でそれぞれ留意すべき事項等を学校側と協議しながら「実習生受け入れマニュアル」として整備し直し、職員間で共有しておくことが望まれます。</p>		

## II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>法人のホームページには、保育事業を中心に「保育理念」、「保育目標」、「保育課程」、年間行事予定から一日の保育の流れに至るまで、分かりやすい形で公開されています。しかし、園の運営に関しては、園の予算、決算が法人全体の財務諸表の中に一部示され、ホームページに掲載されていますが、事業計画、事業報告や予算・決算の詳細な情報は法人内部に留まっています。園に対する保護者や地域の理解と支援を得ていくうえでも、事業の計画、実績を分かりやすい形で公開することが望まれます。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>現段階で税理士等の外部専門家によるチェックや指導を得る体制になっていないものの、法人が定めた経理、契約等に関する全事業所共通の統一的な財務処理に関する規程により事務を処理しています。経理等の庶務的業務を担当する園長と事務職員は、現金、印鑑、通帳等の取扱いに際しては、その厳正な管理と併せ相互に牽制する仕組みが機能しており、どちらか一方が長期に不在にする場合は法人事務局長が印鑑等を管理するなど、適正に業務処理しています。また年4回、法人の内部監査を受審し公正で透明性の高い取り組みがなされています。</p>		

## II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行なっている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>園は、地域の子どもの交流を通じ名実ともに地域の子育て拠点としての役割を積極的に果たしており、開かれた保育園として今後も一層の地域貢献が期待されています。交流の例としては、高齢者ボランティアグループ「そよ風クラブ」は園設立時から今日まで毎週金曜日に園を訪れ、行事への参加やエプロンづくりなど、園児との交流、支援を続けています。一方、園児も、職員の支援を得ながら地区老人クラブを主体とした地域行事、地域の夏祭りに参加するなど、地域との数多くの交流を毎年行っています。また、併設の「子育て支援センター」は、町内で唯一の相談機能に重点を置いた子育て支援の拠点として、利用者との信頼関係を確かなものにしなが、子育て情報の提供、講習会の開催、さらには特別な支援を必要とする子どもとその親がより良い時間を過ごせる場所を提供する「たんぼぼルーム」を計画的に開催しています。</p>		

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>評価者コメント</p> <p>「ボランティア・職場体験マニュアル」を作成しており、保育に関する基礎知識、約束事、活動の重点や個人情報の扱いについて分かりやすく示し、毎年度数多くの団体や個人のボランティアを受け入れています。また、中学生、高校生の職場体験授業の受け皿にもなっています。今後は、年長児の就学も視野に置きながら、小学生ボランティアとの連携をより強化する取り組みを手掛けられることを期待します。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		第三者評価結果
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>園では、町の福祉関係課や保健センター、県の園児相談所、地域の小児科、歯科医等の医療機関、小中学校、自治会など、子育てに関する機関をリストアップし、必要に応じて連携出来るような体制を取っています。また、併設の「子育て支援センター」と協力し、子育て支援や発達支援などに関する資料を保護者等に配布するなど、地域への適切な情報の提供にも努力しています。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		第三者評価結果
26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a
<p>評価者コメント</p> <p>園は、地域の子育て拠点として、併設の「子育て支援センター」の機能を活かし、毎月2回子育て中の母親向けに園庭を開放する「すくすく広場」や同年齢の子どもを持つ親子の交流を目的とした「びよびよ広場」、「離乳食プチ講座」の開催の他、「父母の会」の講演会開催への支援などの幅広い取り組みを通じ、子どもたちのみならず高齢者など地域住民が気軽に立ち寄れる開かれた場所として機能しています。</p>		
27	Ⅱ-43-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>「子育て支援センター」では、大学生ボランティアや隣接する町立小学校の協力を得ながら、発達障害のある子どもとその親の交流を目的に、平成23年度から概ね月1回のペースで園独自で「たんぼぼルーム」を開催し、毎回10組以上の親子が集い、今ではかつて同じような体験をした母親や町内小学校の先生がメンターの役割を果たすまでになっています。園長は、町の地域福祉の要である町社協の理事を兼ね、日ごろから行政、福祉関係者と意見交換する機会に恵まれた立場にあります。そのような中で、多くの保育関係者が今日的課題として模索している発達障害特性のある子どもの保育のあり方に関連して、その子育てで悩む親を支援する「たんぼぼルーム」の活動は特筆されます。</p> <p>また、町の保健センターが行う「乳児健診」に職員が出向き、子どもたちの様子を見たり、お世話を手伝ったりしながら、母親に親しく声をかけ、心配事などを聴取し助言する活動を行うなど、地域全体を視野に入れた取り組みを行っています。</p>		



評価対象 Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>保育理念の中に「子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉の増進を図る」を掲げ、子どもを尊重した姿勢を明示しています。基本的人権に関しては、ネグレクト等が疑われる園児に対して、毎週、職員間で情報を共有し、保護者にもさり気なく確認し、必要に応じて町と連絡を取っています。また発語の少ない園児には、言葉を出せるよう援助しています。園児が互いに尊重する心を育てるため、園児同士が励まし合って日々の活動や遊びを楽しむよう支援しています。園児を尊重した保育については、実践の場や部会等園内の会議で共有が図られていますが、今後は、職員としての倫理や行動に関する指針を定めるとともに、基本的人権に関する研修受講の機会を設けるなど、職員が共通の理解を持って園児を尊重した保育に取り組むことを期待します。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	c
<p>評価者コメント</p> <p>園では、園児が排泄の失敗をした時などは、外部から見えない乳児の部屋を使用し、プライバシーに配慮した対応がなされています。法人の就業規則のサービスに関する規定の中には「個人情報の取扱いについて」の記載がありますが、プライバシー保護等の権利擁護に関する規定はありません。園の自己評価では個人情報保護とプライバシー保護を同一に捉えていると判断されますが、ここでのプライバシーは、「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」を指し、個人情報保護は本評価細目の対象にはなっていません。また、プライバシー保護には、子どものみならず保護者のプライバシーも含まれ、例えば、園児でも保護者でも、他の人から見られたり知られたくないことは、その意思を尊重し、保護する必要があります。今後、これらの視点に立った園独自のプライバシー保護規程等の整備が期待されますが、上記「評価細目28」で策定が望まれるとした職員の倫理と行動に関する指針にプライバシー保護や身体拘束、虐待防止に関する規定を加えることも考えられます。なお、保護者のプライバシーを守る観点から、園内に保護者専用の「相談室」を確保することも望まれるところです。</p>		

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		第三者評価結果
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p>評価者コメント</p> <p>「入園のしおり」やパンフレットは、町にも置いてあり、パンフレットやホームページでは、園が提供する保育や教育に関する園の理念や姿勢等の情報の他、園児の様子や行事が分かりやすく紹介されています。見学には随時対応しており、園長や主任保育士が「入園のしおり」等を使って説明にあたり、併設の子育て支援センターなど、他の保育サービスの利用についても紹介をしています。現在、園の立地場所の分かりやすい表示やホームページを活用できない家庭への情報提供の方法を検討しています。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p>評価者コメント</p> <p>入園や延長保育、休日保育などに関する申込みや決定は町が行っており、園では、町から送付される諸資料をもとに、再度「入園のしおり」等を使い、保護者に分かりやすく説明しています。特に配慮が必要な家庭や気になる子どもの保護者には、より分かりやすい説明をするとともに、必要な情報を収集し、入園後、早い時期に「個人面談」を実施するよう心がけています。保護者の勤務先での休職等に伴う短時間保育への変更に際しても、保護者に丁寧に説明し同意を得ています。園では、保育の開始にあたっては、現在の「入園のしおり」を中心とした説明から、現行の「重要事項説明書」の内容を精査、充実させ、これにより、明確で丁寧な説明を行いたいとしています。その際には、保護者に理解してもらえたか確認し、同意書を提出してもらったことも併せて検討することが望まれます。</p>		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>保育所の変更にあたっては、特に気のなる子や遠方に転園する園児については、「児童票」から特に配慮を要する点など、必要事項を整理して提供しています。卒園児やその保護者には、行事等の際に、遊びに来よう声をかけ、その後の様子を確認するなど情報の把握に努めており、子育て支援センターでは卒園児やその保護者の相談にも応じていることも伝えています。保育所を変更した後も、転園先から照会があった場合には、丁寧な対応を心がけています。今後は、転園先への引き継ぎの手順や文書、退園後の相談方法などについてマニュアル化することが望まれます。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		第三者評価結果
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	c
<p>評価者コメント</p> <p>朝夕の園児の表情や保護者との会話から、園での生活への満足度を把握するように努めています。「クラス懇談会」や「個人面談」では、保護者の不安や悩みも含め様々な話し合いを行っています。また、年5回開催される「父母の会役員会」に職員が出席し、話題になる意見等を聴取しています。しかし、満足度調査等、保護者の満足度を把握する仕組みは整備されていません。利用者本位の保育は、保育所のみで判断できるものではなく、保護者の意向を把握するなど双方向の視点が求められ、地域等外部の支援も必要です。利用者満足度の把握には様々な方法があり、職員で話し合いながら取り組むことが望まれますが、把握後の分析、検討、改善への取り組み等の仕組みを明確にすることも必要です。今後の取り組みを期待します。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている、		第三者評価結果
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>評価者コメント</p> <p>苦情の受付と苦情解決責任者は園長になっており、法人には「第三者委員会」が設置されていますが、園に対する苦情は少なくないものの、「第三者委員会」まで上げたケースはこれまでのところありません。苦情の受付から解決までの記録は、事務室の書庫に置かれ、職員が共有できるようにしています。苦情内容に関する検討の経過、対応、結果については、必ず苦情を申し出た当事者に伝え、理解と了承を得るとともに、申し出者に不利益が及ばないように留意しながら保護者等に公表するようにしています。園では、送迎時の会話、「連絡ノート」、「こえの巣箱」の設置等により、日々保護者の意見や要望の把握に努めていますが、保護者の真意を理解するための丁寧な聴取に併せ、事例に学ぶ事例検討会の機会を設け、職員で討議することも望まれます。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<p>評価者コメント</p> <p>事務室は何時でも開放し、保護者が気楽に声掛けできるよう配慮しており、また意見を述べたり、相談したりしやすいスペースとして、医務室や「子育て支援センター」を利用しています。入園時に、意見や相談の受け付けは何時でもどの職員でも対応することや直接話しにくいことは「こえの巣箱」に投函できることを説明しています。さらに園の他に町の「子育て支援センター」でも相談できることを伝えています。しかし、相談内容によっては複数の相談相手が用意されていることも含め、相談等への園の対応について、例えば玄関の見やすいところに掲示するか、「園だより」によりお知らせするなど、保護者等への周知に工夫の余地があります。また、保護者が安心して相談できる「相談室」の設置の検討も望まれるところです。</p>		

36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>評価者コメント</p> <p>朝、夕の送迎時の挨拶の時には、園側から声掛けを積極的に行い、保護者が相談しやすく、意見を言いやすい雰囲気づくりをしており、玄関には「こえの巣箱」を設置しています。保護者の相談や意見の内容によっては、直近の部会やリーダー会議で検討し、課題等を明確にしながらかつ迅速な対応を心がけています。今後は、相談や意見について組織的に、また迅速、的確に対応するため、受付から対応までの方針、取り組みの方法、経過、結果の説明、さらにはその後のフォローまで含めた対応手順のマニュアル化が望まれるところです。</p>		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		第三者評価結果
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b

評価者コメント

「危機管理マニュアル」が作成され、園全体で有事に対応することとしています。園児の安心や安全を脅かす事故等が発生した時は、園長の指示のもと、クラス単位を基本に、的確な対処、処置を行うことを職員間で共有しています。設備や遊具、備品の安全管理は、年1回外部の専門業者に委託し点検する他、毎月1回はメンテナンス日を設け、輪番でチェック項目に従い点検を実施しています。安全確保、事故防止に関する研修は内部の他、外部の関連研修にも派遣しています。また、外部からの侵入者への対応として、「不審者対応マニュアル」を作成し、訓練と評価を行っています。保育所においては、リスクとして捉えるものは自然災害も含め多岐にわたり、マネジメントは容易ではありませんが、現在ある「安全委員会」で継続的に関連マニュアルを見直し、繰り返し全職員で確認、共有することが望まれます。

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
----	--	---

評価者コメント

感染症対策の責任者は園長とし、現場の指導は看護師が担っています。「感染症対応マニュアル」を作成し、感染症の予防と発生時の対応について、適時に研修会や勉強会を行い全職員に周知徹底を図っています。研修会等に参加できなかった職員には、保育の現場で実地に伝達しています。感染症予防対策として、手洗い、手指の消毒、うがいを職員、園児とも励行し、園内や地域で感染症が発生した場合は、保護者へも連絡し、園児、職員はマスクを使用し、感染が危惧される園児は別室で様子を見、必要に応じて受診を勧めることにしています。また、送迎時には、チェック表で感染症の確認を行い、関連情報は玄関に掲示します。今後も引き続き「感染症対応マニュアル」を定期的に見直し、新しい知見等を加えながら、感染症予防に万全を期すよう期待します。

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
----	--	---

評価者コメント

「非常災害時対応計画」を作成しており、初動も含め園長が責任者となり、主任保育士が消防署、警察に通報する対外対応を行うこととしています。近くに川があり、水害への対応を怠れない環境にあります。避難訓練を毎月実施し、緊急時の避難名簿や保護者宅周辺地図を準備しています。保護者には、状況に応じ電話で個々に連絡することを基本にしています。水害時には、ホールに集まり、家族に連絡し、近くの小中学校に避難することとしており、避難ルートは職員、保護者ともに承知しています。また、保護者と連絡がつかない場合は、園児は園で預かることにしています。室内の高いところに物を置かないようにし、滑り止めの設置や室内外への消火栓の配置等、火災や自然災害への対策を講じており、3日分の米や水も備蓄してあります。災害時の対応に十分配慮していますが、一歩進んで、保護者への迅速な連絡を確かなものにするためにも、連絡方法の複線化を工夫したいところです。今後は園児たちの安全を第一に消防署等関係機関の指導、助言を受け、また近隣との連携も図りながら、様々な災害を想定した避難訓練を継続的に実施することが望まれます。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	c
<p>評価者コメント</p> <p>園児を保育するにあたって、各年齢別に登園から降園までの保育運営に関する流れをまとめた「保育デイリー」が作成されており、また緊急時、災害時、感染症への対応等、個別のマニュアルも整備されていますが、保育全般にわたり基本となる標準的な実務に関する手順ないしは手引き的なものは整備されていません。子どもに対する職員の対応、態度、言葉遣い等、基本的な事項も含め、全職員が保育の実践方法を共有し、園児に共通の方法で保育を提供していくためには、一定の水準、内容による標準的な保育実務の方法を明確にすることが必要であり、例えば「保育実務マニュアル」のような形で実務の手順や手引きを文書化することが望まれ、更には、職員が必要な時には何時でも見れるようにハンドブック化し、全員に携帯してもらうなどの工夫も期待されます。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
<p>評価者コメント</p> <p>標準的な実施方法を文章化していないことから、検証や見直しは未実施になっています。標準的な保育実施の手順や手引きの文書化（マニュアル化）に合わせて、個別に作成しているマニュアル等も含め、各種マニュアルを定期的に見直すことが望めます。なお、見直しは、職員や保護者の意見や要望を踏まえ、さらには「指導計画」との整合性も考慮しながら実施される必要があると考えます。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		第三者評価結果
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
<p>評価者コメント</p> <p>入園時のアセスメントにより丁寧に把握した一人ひとりの園児の家庭状況、入所時の発達状況、健康状態等をもとに目標を明確にして、「保育課程」に基づく「指導計画」を策定しています。入園後は、クラス、部毎の担当者間による実施状況の振り返り、「リーダー会議」での確認、検討を経て、週間、月間の「指導計画」に反映する仕組みを構築し、適切な計画になるよう努めています。詳細に整理された個人面談の記録をもとに保護者の意向等も「指導計画」に生かすようにしていますが、保護者アンケートで、家族等の意向を把握したうえで指導計画が策定されていると明確に回答した保護者が6割に満たなかったことから、この点についての点検が望めます。また、「指導計画」は、保育実施の根幹をなすものであり、園としての評価は「a」ですが、職員のグループによる自己評価は全て「b」となっており、「指導計画」策定の責任者と職員間で自己評価の認識に違いが見られることから、評価機関としての評価は「b」としました。「指導計画」の策定から計画の実施、評価、見直しに至るプロセスにおける役割分担、責任体制等について、職員間で確認の話し合いを持つなど、改めて検証が必要と考えます。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>年齢別の月間、年間の「指導計画」については、年度末にクラスごとの評価を行い、改善点などを明確にしたうえでリーダー会議に諮り次年度に向けて評価、見直しを行っています。指導計画を変更する際には、保護者の意向確認と同意を得ています。しかし、計画の実施から見直しに至るまで、パートも含めた職員全体の理解が深まっていないという園の自己評価であり、上記「評価細目42」と同様、計画策定の段階から評価、見直しまでの過程での各職員の役割と責任を明確化するとともに、その周知の徹底を図ることが必要と考えられます。</p>		



Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		第三者評価結果
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>園児の園での生活の様子は、基本的に月間の「指導計画」や「個別計画」、「保育日誌」、「連絡ノート」、「発達経過記録」等に記載され、身体測定、健康診断、歯科検診の結果は「保健指導計画」に記録されています。各クラスの園児の様子は、随時、乳児部会、幼児部会等で共有されています。保育の内容や成長の記録の記入にあたっては、職員によって書き振りに大きな差異が生じないよう、主任保育士が中心になり、職員間で書き方のルールを確認、共有しています。園では、園児に関する情報について、全職員による共有化が不十分と自己評価しており、定例的に全職種の職員が集まる会議の開催等、職員全体で情報共有する機会を設けることが望まれるところです。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>評価者コメント</p> <p>園では、現在入園中の園児や保護者に関するデータ等の資料は、施錠できる書庫の所定の書棚に保管、管理しており、パソコンやUSBメモリ等も保管場所を決めています。また、開設以来の園児に関する記録等の資料も、全て保管庫に保存し、開示の求めには原則応じるようにしています。園長は、記録管理の責任者として、折に触れ、個人情報の保護や守秘義務の重要性を職員に説いています。法人の「就業規則」の服務に関する規定の中に、他の職員、取引関係者に係る個人情報の取扱いにおいて法人職員として遵守すべき事項を掲げてありますが、園が取り扱う園児の記録等、個別、具体の個人情報の取扱いについては特に触れていません。園においては、園児の記録や保護者に関する資料等を適切に管理するため、それらの保管、保存、廃棄、さらには利用目的、情報開示の範囲等、園が保有する個人情報の取扱いに関する規程を独自に定めることが必要になるものと考えます。なお、保護者アンケートでは、園児の記録、保管、保存、提供等、個人情報の取扱いについて園から説明があったと明確に回答した保護者が6割に満たなかったことから、個人情報の取扱いの基本的考え方について保護者に示すことも望まれます。</p>		

A-1 保育内容

A-1-(1) 保育課程の編成		第三者評価結果
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	b
<p>評価者コメント</p> <p>「保育課程」は、園の基本理念、保育方針、保育目標に基づくとともに、「保育所保育指針」における発達過程や地域の実態も考慮に入れたものになっています。クラスのリーダーが乳児部会、幼児部会で話し合い、まとめた基本案をもとに最終的に園長が編成しています。年度末には、次年度に向けて、園長、主任保育士、各クラスリーダーで評価を行っていますが、職員全体での取り組みまでには至っていません。「保育課程」は、「指導計画」の基本になることから、全職員がその内容を把握するとともに、振り返りや評価に参画することが望まれ、そうした仕組みを整えることを期待します。なお、「保育課程」には、児童憲章や園児の権利に関する条約など子どもの権利に関する理念や基本法である児童福祉法の精神を踏まえた表現がやや不足しているように感じられました。併せて見直しを期待します。</p>		
A-1-(2) 環境を通じて行う保育、養護と教育の一体的展開		第三者評価結果
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
<p>評価者コメント</p> <p>生活と遊びの場の中心である保育室は、温度、湿度、換気、採光などに配慮され、園児が心地よく、安全に過ごすことができるよう配慮されています。また、用具や寝具を保護者に毎週持ち帰ってもらい洗濯や日光消毒をしていただくなど、保護者とも連携しながら衛生管理に努めています。室内遊びの空間を、広く設計された廊下にまで拡げる工夫を行い、備品や遊具も、発達を考慮し、適切に配置されています。職員が日常的に園内の各設備や園庭の安全を確認するなど、環境の整備に努めていますが、トイレについて、構造上、入口が狭く、暗いうえ、換気が不十分なため、時に匂いがこもったり、廊下に流れ出たりし、おもらしや排泄の失敗等がある時には、職員は苦勞して対応している状況にあり、トイレは排泄習慣の指導にとって重要な場所でもあり、冬期間の暖房も含め、改修等の対策の検討が望まれます。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>一人ひとりの園児の発達の過程を十分理解し、園児の欲求や要求を受け止め、気持ちに寄り添った保育を行っています。日々の対応の中でせかす言葉や制止する言葉を不用意に使わないようにし、園児が落ち着いて自分の気持ちを話せるよう配慮していますが、場面観察に訪問した際に、こうした言葉がいくつか聞かれたのは残念なことでした。園児を受容するための職員の対応のあり方について、園としての基本的な考え方を整理し、内部の研修等を通じて職員間で共有認識を深めることも必要と考えます。</p>		
A④	A1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>「指導計画」をもとに、園での日々の活動の中で自然な形で段階を踏んで生活習慣を体得できるよう、年齢別にきめ細かい支援を行っています。基本的な生活習慣を身につけるためには、家庭との連携が重要なことから、保護者と個人面談や「連絡ノート」により情報を交換しながら、園児一人ひとりの日常の生活リズムを把握し、それも考慮しながら支援するよう努めています。園では、園児が自分でやろうとする気持ちを尊重した声掛けや接し方を心がけてはいますが、そうした支援や援助が園児に理解されているか、強制的になってはいないか、心配になる面もあるとされています。職員グループの自己評価は総じて高くなっていますが、園としての支援、援助のあり方について、共通認識を持てるよう職員全体で話し合い、再確認することが望まれます。</p>		

A⑤	A1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
<p>評価者コメント</p> <p>「保育指針」の保育目標（目指したい子ども像）に“のびのびと自分の考えや思いを表現できる子ども”を掲げており、生活や遊びの場面では、自主的、自発的に自分の自由な考えや思いで遊ぶ時間と皆で協同で活動する時間をバランスよく構成し、園児たちの動きをよく確認しながら支援しています。また、地域との交流も多く、社会体験が得られるいい機会になっています。多くの行事を計画し、友達と一緒に取り組む喜びや達成感、充実感を体験してもらい、次の成長に生かしていけるよう工夫しています。しかし、園では、とすれば園側の思いや意向が先行してしまい、例えば運動会等で園児の能力以上のものを求めたりして消化不良を起こしてしまうなど、園児の主体性や自発性を削いでいる場合があると自己評価しています。園児が主体的に活動できる環境づくりの観点から、行事の企画や設計のあり方について、職員全体で話し合うことが望まれます。</p>		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳幼児(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>評価者コメント</p> <p>乳児の保育については、一人ひとりが安心して保育士や周りのものに関わりを持てるよう職員が密着度のある保育を行っています。保育室は生活（午睡や調乳等）と遊びのスペースをできるだけ区分するようにし、衛生面にも配慮し、また室温や採光の調節も行いながら、園児が安心感を持って長時間過ごせるよう、暖かい雰囲気づくりに努めています。保育士同士が同じ視点に立って常に園児の表情や動きを観察するとともに、主に「連絡ノート」により家庭と園での生活の様子を情報交換しながら、発達の経過を保護者と共有するようにしています。</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>評価者コメント</p> <p>「クラスの月間計画」をもとに一人ひとりの「個別計画」を作成し、園児が自分からしようとする気持ちに寄り添うことを基本に支援しています。遊びについては、探索活動に興味を持つ年齢であり、コーナー、ブロックなど遊具や玩具の使い方を適時に変えるとともに、戸外での遊びでも好奇心を刺激することに心がけています。また、自我が芽生えてくる時期でもあり、自己主張を大切に受け止め、自発的な活動を支援しています。さらには、友達との関わりの中立ちをしながら、社会（集団）のルールを少しずつ理解してもらうよう、また、夕方の保育では、異年齢児との関わりも経験してもらうことにも配慮しています。保護者とは、送迎時や「連絡ノート」で園児の園での生活振りを伝え、成長の過程を共有しながら、次のステップに向け情報交換をするようにしています。</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>評価者コメント</p> <p>年齢別の保育目標をもとに保育を展開しています。3歳児は、新たに入園した園児については、社会性や遊び等に経験不足が現れることを考慮し、また継続児は、逆戻り現象が見られることもあることから、個々の状況に合わせ、身近な人達と繋がりをつくること、興味のあることに取り組むこと、友達とよく遊ぶこと等を主眼において支援を行っています。4歳児は、友達と一緒に楽しみながら、集団の中で自分の力を発揮して活動や遊びに取り組めるよう配慮しています。また、5歳児は、生活や遊びの中で、ルールがあることを学ぶとともに、人の気持ちを汲み取ることができる感情を育むことに配慮しながら、友達と協力してひとつの目標に向かい、やり遂げる達成感、充実感を皆で味わうことができるような取組みを支援、援助しています。また、小学校との交流を密にししながら、就学に興味を持ってもらうよう努めています。園としては、保育の目標や取り組んできた活動等の情報を就学先の小学校に提供、伝達する有効な方法をさらに工夫していきたいとしています。</p>		

A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>評価者コメント</p> <p>障害のある園児は、クラスの活動を一緒に取り組めるよう援助することを基本に、日々の保育の中で教材等も工夫しながら他の園児との交流を図り、共に成長できるよう配慮しています。個別の「指導計画」を作成し、町の保健師などの巡回相談や関係機関の助言を得ながら、保護者と協力して園児が特性を生かしながら成長していくよう支えていくこととしています。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>評価者コメント</p> <p>保育時間は保護者の就労状況等により、8時間から12時間まで様々になっています。1日平均10人程度の長時間保育対象園児を2人の保育士等が担当しています。長時間にわたる保育になるため、一人ひとりの健康状態や遊びの状況をよく観察し、特に3歳未満の年少児については、体調変化や情緒不安がないか気をつけています。園児の状態についての保育士間の引き継ぎも適切に行われています。午後7時までの保育時間で軽食等は提供していませんが、3時のおやつには腹もちのよいものを、また6時以降は家に帰ってから負担にならないよう軽いおやつを提供しています。異年齢児と一緒に過ごすことで、お互いに、面倒を見たり、頼ったり、真似をしたりするなかで、園児個々の成長も見られるところですが、今後も、一日の大半を過ごす園児のため、一日の生活の連続性の中で、本人の主体性も生かしながら計画性のある保育に取り組まれることを期待します。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
<p>評価者コメント</p> <p>5歳児について、就学を意識した「指導計画」を作成しています。「園だより」等を通じて、年長児としての仲間意識、協力する気持、意欲を持って事にあたることなど、就学に備えた大事な子育てのポイントを保護者に伝えていきます。また、就学先の小学校とは、連絡会を開き、円滑に小学校生活に入れるよう、5歳児の保育に関する情報交換を行っています。ホームカミング日で卒園児やその保護者を招いて、学校での生活の様子や楽しいことを聞いたりしながら、5歳児が小学校に関心を寄せ、期待を持ってくれるよう配慮しています。学校との連携が円滑とは言い切れず、保護者の不安も払しょくし切れていないという園の自己評価であり、今後は、学校から教師を保育参観等に招き、園児を観察してもらいながら、保護者に対し、学校生活への心構え等の講話をお願いすることや、5歳児の学校訪問等により学校の雰囲気に触れる機会をつくるなど、就学先の小学校との連携を一層深めることを期待します。</p>		
A-1-(3) 健康管理		第三者評価結果
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>申請時の健康診断に加え、入園時に保護者から家庭での生活の状況や生育状況、既応症、予防接種の状況等を確認し、「健康カード」にまとめています。入園後の身体測定、健康診断のデータも逐次、カードに蓄積されていきます。保護者とは、このカードを中心に園児の健康状態について連携を図っています。特に乳児の健康管理には気を配るようにしており、「幼児突然死症候群（SIDS）」については、「乳児睡眠チェック票」により確認することに対応しています。園では、園児個々の健康状態について、パート職員も含め全職員への伝達、周知が徹底されない場合があると自己評価しています。園児の健康管理を総合的、体系的に行うため、「保健指導計画」とも整合性を取りながら、「健康管理に関するマニュアル」を整備し、全職員に周知することが望まれます。</p>		



A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
----	-----------------------------------	---

評価者コメント

毎月の身長、体重の測定結果や年2回の健康診断の結果は、「健康カード」や「園児票」に記入され、関係職員で共有し、保育に生かしています。健康診断の結果は、その都度個別に保護者に報告され、異常があった場合は、専門医受診を勧めています。受診結果によって園生活に留意を要する事項は、職員間で共有することとしています。毎日の歯磨き指導や仕上げ磨きを丁寧に行い、歯磨きの習慣づけと虫歯予防に取り組んでおり、年2回の歯科検診の結果、虫歯等の処置が必要な場合は、保護者に伝えるとともに歯磨き等の個別指導を行っています。毎日の登園時には、看護師を中心に職員が視診や健康チェックを行い、一人ひとりの心身の状態を観察し、体調変化の早期発見にも努めています。

A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a
----	---	---

評価者コメント

アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児については、一人ひとりの状態に応じ、嘱託医、かかりつけ医の検査結果や指示書をもとに適切に対応をしています。対応児のトレイに名前を明記する、トレイの色や柄を専用にする、除去した食品名を保護者に確実に伝えるなど、誤配、誤食を防止する対策をしっかりとっています。

A-1-(4) 食事		第三者評価結果
------------	--	---------

A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
----	----------------------------------	---

評価者コメント

発達段階に応じて給食を楽しむことができるよう、「給食だより」の発行、献立の配布、嗜好調査、給食の試食、給食の展示など、様々な取り組みを実施し、食に関する関心と給食に対する理解を拡げるよう努めています。畑での野菜づくりでは、近隣の方々の理解と協力を得ながら栽培や収穫を行い、園児の食材への関心や苦手な野菜への挑戦意欲を育てています。さらには地域からスイカや季節の果物の提供もあり、園児は感謝の気持ちを持って地域との絆を深めています。場面観察で訪問した際、年長児がテラスに干してある大豆を指差し、「あのだ豆でお味噌をつくるんだよ」と教えてくれ、園児達が食品づくりにも興味と関心を持っていることが伺われました。保育士等と一緒に食卓を囲み、楽しく食べる雰囲気づくりをしており、また、今後、行事食の際は、食卓に花を飾ったりテーブルクロスを使うなど、演出を工夫し、食育計画の目標の一つである“楽しくみんなと食べる”を実践していこうと考えています。

A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
----	---	---

評価者コメント

「食育計画」に基づきバランスの取れた献立を作成しており、畑で収穫した旬の野菜や地元産の季節感ある食材をできるだけ使うようにしています。また、食に関するアンケートや試食など、保護者の協力も得ながら園児の嗜好にあった給食になるよう工夫するとともに、残食記録や検食簿をチェックし、献立や調理に生かすようにしています。安全な給食の提供のため、「衛生管理マニュアル」を定め、食器、布巾の消毒や魚介類の消毒、異物混入への対処、食中毒発生時の対応等適切な衛生管理に努めています。なお、園では調理師や栄養士が直接園児の食事に立ち合えない場合が多いとしており、工夫や改善が望まれるところです。

A-2 子育て支援

A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>保護者からの園児の発育や育児についての意見や相談は、入園時から個別面談、保育参観、「保護者懇談会」等を通じて継続的に対応しています。園児の家庭と園それぞれでの生活の様子を共有することが保護者との連携の基本であり、送迎時の情報交換はその貴重な機会となります。しかし、園の自己評価では、送迎者が保護者でない場合もあるため十分な情報交換ができないこともあり、保護者には「園だより」や「連絡ノート」により保育の状況を伝えているものの、家庭の状況、保護者の考え、悩みや不満等の詳細を把握し切れていないとしています。こうしたことから、保護者との情報交換の機会をできるだけ増やすことが必要と考えられ、年1回の個別面談を増やすことやクラス担当の保育士と保護者が、より緊密に話し合い、連携を強めるとともに、お互いの学びの場にもするため、「クラス懇談会」の開催の拡充を検討することを期待します。</p>		

A-2-(2) 保護者の支援		第三者評価結果
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>いつでも保護者からの意見や相談を受ける体制を取っており、個人面談等も詳細に記録され、日々の保育に生かされています。園児の様子で気になることがある場合は、保護者の就労事情も考慮しながら、話し合いの時間を設け、タイムリーに対応するようにしています。園としては、送迎時の話し合いについては、記録からこぼれることが多いとしていますが、可能な限り記録に残すことが保護者の育児に対する不安解消に向けた園の誠実な対応であり、その後の保護者との関係に影響を与える場合もあると思われることから、記録業務の負担軽減のため、相談等への対応記録の記入方法をチェック方式にするなど、記録の簡略化、省力化等を検討することも改善策の一つかと考えます。</p>		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>日々の健康チェックや園児の様子から不適切な養育の兆候が見受けられた場合は、町に連絡し、関係機関と連携して早期の対応が取れるよう、園全体の共通認識ができています。併設の「子育て支援センター」では、毎月開催される町の「要保護園児対策地域協議会実務者会議」に出席するなど関係機関と連携を取っており、園として必要な情報を得ています。今後は、虐待等権利侵害の予防や初期対応に関する手順等について整理し、園としての「園児虐待等防止マニュアル」を整備されることが望まれます。</p>		

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		第三者評価結果
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>「指導計画」や「保育日誌」などをもとにクラス担当同士、さらには週1回の部会での協議で保育の実践についての反省、評価等の振り返りを行っており、振り返りの結果と今後の改善方向等について、リーダー会議を通じて園全体の共通認識になるよう取り組んでいます。これらの振り返りは、クラス毎或いは部会での話し合いで行われており、保育士等が個々にどれだけ主体性を持って自己評価しているかは明確ではありません。自己評価は保育士等が個別に行うものと、保育所全体で行うものがあり、個々の自己評価をもとに、チームスタッフ等での話し合いで課題の相対化や互いの気づきに繋げて行くのが望ましい自己評価のあり方と考えます。今後は、まず保育士等が自分自身の保育実践について自己評価を行い、そのうえでクラス、部会等における話し合いを通じて、個人として、また園全体として、次の実践に生かしていくことが求められます。そのためには、自己評価に関する一定の仕組みを整備する必要があります。その場合には、保育士等の自己評価については、「評価細目17」の判断基準に掲げられている目標管理の仕組みにリンクさせることも一つの方法かと考えられます。「保育所保育指針（解説書）」に掲げられている保育士等の自己評価及び保育所の自己評価について、その趣旨を再確認のうえ、保育士の保育実践の改善や専門性の向上と園全体の業務改善に繋がる自己評価の制度化について検討を期待します。</p>		